

学校施設開放における施設利用時の感染防止チェックリスト

《利用するにあたっての留意点》

利用にあたって、必ず以下の項目及び利用者の遵守すべき事項の項目をチェックし、御確認ください。

□活動目的は、安全な環境下での運動不足やストレスの解消等のために行う活動であることを第一としている。

□利用者相互が接触するような運動・練習方法は避けている。

□学校にある用具（ボール等）は使用しない。各自が持参している。

□利用中に大きな声での会話や応援等はしない。

□学校付属の音響機器の使用はしない。

□体育館にある跳び箱や肋木等には触らない。

□利用者は2週間前から毎日の検温や本人と家族の健康状態の記録を付け、健康な状態である。

□利用団体の責任者は、利用にあたっての留意事項を利用者全員に周知・徹底を図っている。

《活動前のチェック事項》

□衛生管理のため、消毒液（消毒用エタノール等）や除菌シート、又は家庭用洗剤を用意している。

□利用者は当日、自宅等で全員検温を実施し、健康な状態である。

体温が平熱より高い人や、体調がよくない人（咳や嘔吐、のどの痛み、だるさ等）は活動を自粛している。

□マスクを持参し、スポーツを行っていない時（着替えや会話等）には着用している。

□体育館入室の前や活動の前には、必ず石鹸での手洗いか消毒液による手指消毒を実施している。

□利用団体責任者は、利用当日の参加者名簿を作成し、各利用者が利用条件を満たしていることを確認し、名簿に記載して1か月は保存する。

□利用前に、体育館などの換気のための窓を開けている。

□継続活動時間を1時間半以内とし、使用后10分間換気。次の団体の15分前には完全退出する。よって団体と団体の間が30分間空けることになっている。

□活動の人数を少なくしたり接触を避けた個人練習にしたりと感染拡大防止策を講じた活動計画を立てている。

《活動中のチェック事項》

□体育館の音響機器や跳び箱、ボール等に触らないで活動している。

□一か所に集中しての休憩やミーティング等を含め、集団が密集する行動を避けている。（できるだけ2m以上の距離を保ち、三密を避けている。）

□活動の人数を少なくしたり接触を避けた個人練習にしたりと感染拡大防止策を講じた活動をしている。

□活動計画通りに、利用者全員が退室しての換気を行っている。

□活動中に大きな声を出していない。

□運動していない時や会話の時にはマスクを着用している。

□活動中もこまめに石鹸での手洗いか消毒液による手指消毒を実施している。

《活動後のチェック事項》

□学校の安全確保のため、施設・付帯設備等、利用者が触れた部分（ドアの取手、蛇口、スイッチ等）は、消毒液（消毒用エタノール）や除菌シート、又は家庭用洗剤で必ず拭き取りを行っている。

□活動後には、必ず石鹸での手洗いか消毒液による手指消毒を実施している。

□利用者が利用後にコロナウイルスに感染した疑いがあった場合には、クラスター発生となる恐れがあるので、すぐに練馬区教育委員会こども家庭部子育て支援課 5984-1057 と学校に連絡する。

□換気の時間を十分にとり、その後窓を閉めて退室している。（次団体がある場合は不要）

□次の利用団体から体育館照明の継続の依頼連絡があった場合には、照明をつけたままにしている。それ以外は照明を消して退室している。

□次の利用団体がある場合には、接触しないように15分前には全員が退室し、団体責任者が確認している。

団体名

代表者氏名

記入日

令和 年 月 日

学校施設開放にあたって

現在、豊玉第二小学校では、感染防止対策として「校内にウイルスを持ち込まない」を大原則として対応しております。そのため、全児童と全教員は、4月から毎日検温と健康チェックをカードに記録して、できる限り感染していない状態と言えるようにして登校・勤務して「校内にウイルスを持ち込まない」ようにしています。

また、万万が一、ウイルスが持ち込まれた場合も想定して、毎時間の手洗いか手指消毒の実施や放課後の利用教具と教室廊下等の毎日の消毒を教職員で行っています。

学校施設開放においても、同様の対応を取っていただき、豊玉第二小学校の子供たちや利用者等の健康と安全を守っていただきますようお願い申し上げます。

学校は、密を避けにくい場であるために、万万が一、感染者が体育館を感染ルートとして出た場合には、利用者とその家族、利用した児童や教職員等の多くの方がPCR検査をしなければならなくなります。検査ばかりか、学校を5日から15日間臨時休業としなければならなくなります。児童と教職員は、3月から5月までの3か月間あまりの休業による学習空白を埋めるべく、学習活動を進めています。そのため、これ以上の休業リスクは、限りなく避けたいと考えています。

学校施設の利用にあたっては、こうした児童や学校の現状を十分に理解していただき、感染防止対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。

《感染防止対策》

1 原則①『できる限り感染していないと言える健康状態の確認方法をとる』

(案) ○利用者は、2週間以上の継続した健康の記録カードを提出し、代表者等が利用前に確認する。

- ・健康の記録は、利用者本人の毎日の検温と自己判断による健康状態のチェックをする。
- ・健康の記録は、本人だけでなく濃厚接触している家族の健康状態のチェックもする。
- ・万が一体調が悪くなった場合は、個人判断ではなく医師の判断で感染確認したことを健康の記録カードに記載する。

2 原則②『利用場所の消毒の方法』

現状：学校では、体育館のマットや跳び箱等の共有して使う道具の使用をしておりません。

体育館内で、人が触るドアノブや取手、トイレ等は、毎日すべてを消毒しております。

授業前後に手洗いをし、ウイルスのいない手で学習しています。

対応案：利用して触った場所全ての消毒を終了後に行う。

利用者は、利用前後の手洗いか手指消毒を全員が行う。状況に応じては、途中でも行う。

利用している間と利用後10分間は、換気のために窓を開ける。